

経費科目（内訳）一覧表

科 目	内 訳	注 意 点
租 税 公 課	①税込経理方式による消費税及び地方消費税の納付税額、事業税、固定資産税、自動車税、不動産取得税、登録免許税、印紙税などの税金、 ②商工会議所、商工会、協同組合、同業者組合、商店会などの会費や組合費	※所得税、相続税、住民税、国民健康保険税、国民年金の保険料、国税の延滞税、加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、科料、過料、交通犯則金などは必要経費になりません。
荷 造 運 賃	販売商品の荷造費用及び運賃（鉄道・船・自動車など）	①商品などの引取運賃は仕入金額に加算する。 ②減価償却資産を購入するための引取運賃は減価償却資産の取得価額に加算する。
水道光熱費	事業用として消費した水道料、電気料、ガス料、石油代など。	家事上の費用が含まれている場合は使用割合などにより区分し「店主勘定」で処理する。
旅費交通費	販売集金など商用のためバス、車代の交通費や宿泊料など。	同 上
通 信 費	事業用として使用した電話の料金、切手、はがき、電報料など。	同 上
広告宣伝費	販売促進のための費用でテレビ、ラジオ、新聞などの広告費用、名入のマッチ、タオルなどの購入費や福引券の費用、カレンダー、立看板代など。	開業や支店新設のための広告宣伝費用が10万円以上の支出金は「繰延資産勘定」で処理することもできる。
接待交際費	①得意先の接待及び交際の費用、中元歳暮などの贈答品の購入費用。②事業を営んでいくため通常必要と認められる寄付金	※国や地方公共団体に対する特定の寄付金については一定の金額が所得から控除される。
損害保険料	商品や事業用減価償却資産に対する火災保険料、自動車損害保険料など。	家事分にあたる金額は「店主勘定」で処理する。
修 繕 費	①事業用の建物、機械器具、自動車工具などの修繕費用のうち通常の管理又は修理のために支払った費用。 ②店舗などの壁の塗替え、畳の表替え、かわら、ガラスの取替え、障子、ふすまの張替え費用。 ③機械のベルト、自動車のタイヤの取替費用	店舗の改造費などのように①資産の価額を増したり②使用可能期間を延長したりするような改造費改築費は取得価額に加算する。
消 耗 品 費	包装紙、紙ひもなどの包装材料、文房具などの事務用品、自動車のガソリン、消耗工具など。	取得価額が20万円以上のもので使用可能期間が1年以上のものは減価償却資産となる。
複利厚生費	①従業員の慰安、保健衛生などのために支払った費用。 ②事業主が負担すべき健康保険、労災保険、厚生年金保険、失業保険などの保険料。	従業員が負担すべき左の②の保険料などを事業主が負担した場合「給料賃金」になる。
支払手数料	商品などを販売するために支払った販売手数料。	商品を購入するために支払った購入手数料は「仕入金額」になり固定資産を取得するために支払った購入手数料は、「固定資産の取得価額」になる。
給 料 賃 金	従業員の給料、賞金、賞与、住込従業員の贈い費、現物給与及び青色専従者に支払った給与など。	
利子割引料	営業用借入金の利子、受取手形の割引料、割賦購入資産の支払い利子など。	
地 代 家 賃	店舗、車庫など事業用の土地建物の賃借料。	①住宅兼店舗などの場合の住宅分は「店主勘定」で処理する。 ②権利金は「繰延資産勘定」で処理する。
減価償却費	店舗、機械、自動車、備品、権利金などの償却費	
雑 費	前記の科目にあたらぬ事業のために支払った経費。	